

夜間等の看護職員配置について

課題

療養病床から転換した介護老人保健施設では、夜間等において、急性増悪への対応のほか、喀痰吸引、経管栄養等の日常的な医療処置を要する入所者が一定程度存在すると想定されることから、夜間等における看護職員の継続的な配置等が必要である。

必要看護職員数

【夜間看護業務量から勘案した必要看護職員数】

療養病床から転換した介護老人保健施設において夜間等に発生する看護職員の業務量を下記の方法で算出する。

- ①「慢性期入院医療調査※」及び「看護必要度調査※」結果から、夜間等に実施される看護業務、補助・間接業務を選定。
- ②「看護必要度調査」結果から、設定された各業務にかかる看護提供時間を算出するとともに、同調査における24時間内の各時間帯における実施頻度から、各業務の24時間内の実施時間帯分布を把握。
- ③「慢性期入院医療調査」結果から、療養病床から転換した介護老人保健施設に入所している者のうち、①で設定された業務の対象者を把握。
- ④②、③の結果から、「夜間等（17:00～翌9:00迄）」「深夜（21:00～翌6:00迄）」「早朝・夜間（6:00～9:00と17:00～21:00）」の各時間帯における看護業務量及び必要看護職員数を算出。

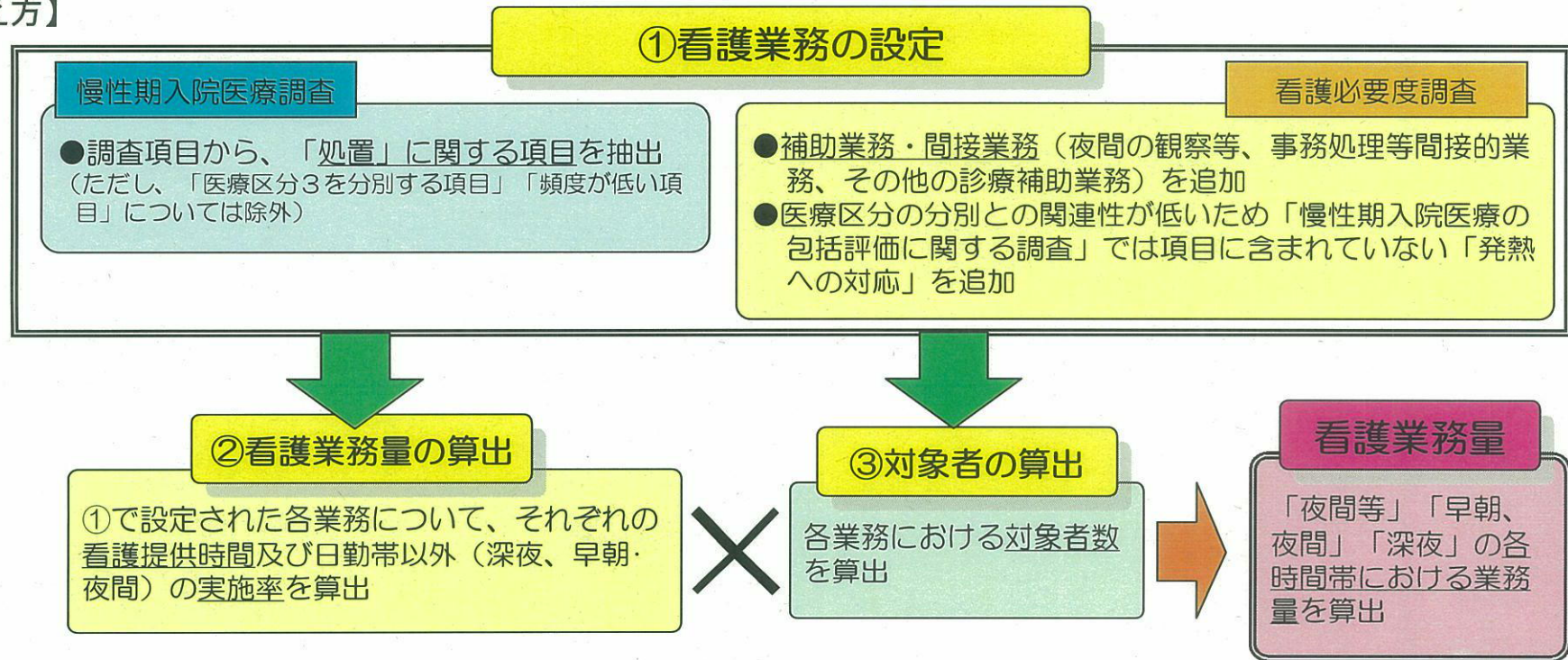
【夜勤シフトから勘案した必要看護職員数】

夜勤シフト表から、夜勤帯に必要な看護職員数（常勤換算：ただし、看護職員1人の月間夜間勤務時間が72時間を越えないこととする。）、及び各時間帯の必要看護業務量（及び職員数）を勘案しながら、実現可能な看護職員配置を設定。

※「慢性期入院医療調査」⇒「平成18年度慢性期入院医療の包括評価に関する調査の結果」（H19.6.13版）（厚生労働省保険局）
「看護必要度調査」⇒「看護必要度導入に関する調査研究」（平成13年度（財）医療情報システム開発センター）

夜間等の看護職員配置の算出

【考え方】



【算出例】 対象者(入所者)について、「医療区分1及び医療区分2の30%の方が引き続き療養病床から転換した介護老人保健施設に入所している」と仮定した場合の各時間帯における看護提供時間及び必要看護職員数(常勤換算)は以下のとおりとなる(60床当たり)。

	6:00～9:00及び17:00～21:00	21:00～翌6:00
必要看護職員数 (常勤換算)	1.95人	1.03人